

平成 24 年版 楽学宅建 基礎の基礎

【正誤のお知らせ】

平成 24 年 7 月 23 日
 (株)住宅新報社
 書籍編集部
 TEL. 03-6403-7806

平成 24 年 6 月 26 日付の【法改正・正誤のお知らせ】の内容に、以下のような誤りが見つかりました。ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございませんが、下記の修正が正しい内容となりますので、ご訂正ください。P462 表中の「原則」は、正しくは「**農業委員会の許可**」です。「都道府県知事」ではありません。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	改正前	改正後
P462 「3 条の許可制度」 表中、「規制の方法」の欄	原則： <u>農業委員会の許可</u> 例外： <u>都道府県知事の許可</u> (<u>取得者の住所地の市町村と農地</u> <u>が所在する市町村が異なる場合</u>)	農業委員会の許可

平成 24 年版 楽学宅建 基礎の基礎

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 24 年 6 月 26 日
 (株)住宅新報社
 書籍編集部
 TEL. 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P235 5 コマ目 上 3 行目 欄外に右の文章を追加	その法定代理人が免許欠格事由に該当するもの	その法定代理人 ※ が免許欠格事由に該当するもの
P238 表中⑧ 上 4 行目 欄外に右の文章を追加	有しない場合 →法定代理人と共同で	有しない場合 →法定代理人 ※ と共同で
P405 1 コマ目 「市町村が決定する場合」上 5 行目	都道府県知事に協議し、 <u>同意を得る</u>	都道府県知事に協議する（町村の場合は、同意も得る）
P407 「市町村が決定する場合」上 5 行目	都道府県知事に協議し、 <u>同意を得る</u>	都道府県知事に協議する（町村の場合は、同意も得る）
P462 「3 条の許可制度」 表中、「規制の方法」の欄	原則：都道府県知事 例外： <u>都道府県知事の許可</u> (<u>取得者の住所地の市町村と農地</u> <u>が所在する市町村が異なる場合</u>)	都道府県知事